

論文の内容の要旨

専攻名 システム創成工学専攻

氏名 藤島博英

わが国の公共工事の調達における受注者選定方法として、明治以降、指名競争入札が長らく用いられてきた。しかし、WTO政府調達協定の発効、相次ぐ不祥事等によって、1990年以降、公共工事の調達に関して、透明性、公平性が強く求められ、様々な改革が実施されてきた。1993年には中央建設業審議会建議により入札・契約方式改革の基本方針が打ち出され、「一般競争入札」の導入・拡大が求められた。しかし、90年代後半、建設投資額が減少する中、「一般競争入札」の拡大に伴って、過度の価格競争が激化した。そのため、著しい低価格による受注が急増し、公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となり、「価格のみの競争」から「価格と品質」の両面から評価し落札者を決定する、「総合評価による入札」の実施が示された。

現在、国、都道府県、指定都市のすべてにおいて「一般競争入札」および「総合評価による入札」は導入されているが、「一般競争入札」は約3割の市区町村（以下、基礎自治体という）、「総合評価による入札」は約4割の基礎自治体において導入に至っていない。

一方、公共工事の調達に関する研究は、国の機関を対象とした調査分析が大半を示しており、地方自治体を対象とした分析はあまり進んでいない。また、地方自治体における公共工事の調達に関する公開データは、地方自治体によってその内容は様々であり、特に基礎自治体に至っては、公開データそのものが乏しい状態である。

そこで本研究では、地方中小自治体における公共工事の調達の実態を把握し、人的、技術的、制度的な分析を加え、人員不足にある基礎自治体に対する公共工事の調達方法に関する支援・改善策の提案を試みる。公共工事の調達の実態を把握するため、茨城、群馬、栃木の全基礎自治体、全広域自治体および「総合評価による入札」を本格的に実施している基礎自治体を対象に独自のアンケート調査を実施し、国等で公開されているデータとともに分析を行っている。

その結果、国は公共工事の調達に関する制度のシステム改善を進めてゆくことによって、公共工事の調達に関する問題点を解決しよう考え、すべての公共工事発注者に対しその制度の適用を求めている。しかし、約1700ある基礎自治体は、行政の能力や職員数も様々であり、その制度に対応できない自治体もある。そこで、対応できない理由を明らかにし、技術審査をともなう「総合評価による入札」導入に際し、地方中小自治体において実施可能な方策に関して有用な知見を得ている。

本論文は全5章で構成されており、その概要は以下のようなものである。

第1章においては、序論として、研究の背景、目的、既往の研究及び本論文の構成をとりまとめている。

第2章においては、2005年以降、国は地方自治体に対し「総合評価による入札」導入の要請

は行っていたが、導入が進まない基礎自治体への支援および入札を実施する上での担当職員の確保等、制度が機能する条件整備等の具体的な措置は見られなかったことなどを明らかにした。

第3章においては、地方自治体を対象に実施したアンケート調査結果をもとに、「総合評価による入札」を試行的に導入している地方中小自治体の多くは、「総合評価による入札」の導入以前に行っていた工事の入札に関して、大きな問題もなく実施できていた現状を示した。そして、「総合評価による入札」に対しても価格以外の自らの明確な適用基準を自主的に定めることなく、形式的に実施している現状、また、「総合評価による入札」を本格的に導入している基礎自治体と現在試行段階にある基礎自治体において、制度の適応基準や事務負担に関して明確な違いがないことを明らかにしている。

第4章においては、「総合評価による入札」の導入に関して、躊躇している町村といった小規模な基礎自治体において、近隣の自治体と共同で公共工事を発注して行くシステムを必要としていることを明らかにした。さらに、基礎自治体の連携による「総合評価による入札」事務の運営の効率化の可能性を、北関東の基礎自治体を対象に投資的経費、建設企業数、土木部門職員数の3つの観点より連携規模の検討を行っている。その結果、技術審査を伴う「総合評価による入札」の導入に際し、地方中小自治体において実施可能な方策として、地域連携による公共工事の発注システムに関して有用な知見を得ている。

第5章においては、本論文の各章で得られた知見を結論としてまとめている。現在、基礎自治体の発注方法は指名競争入札が中心で、また、維持管理に対する工事が多く、技術審査を伴う「総合評価による入札」を適用するような工事は多くはない。しかし、地方自治体の職員および地元建設業者を育成するという観点からも、「総合評価による入札」を導入して行くことはとても重要であると考え、地方中小自治体における公共工事の調達に関する支援・改善策として以下の提言を行い、結論とした。

- ①公共工事調達における適用基準の作成
- ②公共工事調達における人的資源の拡充
- ③中小基礎自治体に対する広域連携適用の有効性